

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第10項 工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築

基準引用関係整理表					
本文	第1項 第3号	当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
	第1項 第4号	当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
	前項	第1種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。			
	第1号	<table border="1"> <tr> <td>第1種特別地域等</td> <td> 第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 </td> </tr> <tr> <td>自然草地等</td> <td>自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域</td> </tr> </table>	第1種特別地域等	第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	自然草地等
第1種特別地域等	第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域				
自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域				
第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。				
第2号	申請に係る場所が、条例第17条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。				
	ただし書	木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。			
第3号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。				
第4号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%を超えないものであること。				
第5号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。				
	公園事業道路等	公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該自然公園の利用に資する道路			
第6号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。				
第7号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。				
第8号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。				
第9号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。				
第10号	支障木の伐採が僅少であること。				
第11号	当該屋外運動施設の色及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。				